

税務研修会のご案内

～改正消費税法や軽減税率について学びましょう～

このたび、下記の日程で税務研修会を開催いたします。特に軽減税率については、飲食料品卸・小売店や外食(飲食)店でテイクアウト(持ち帰り)販売を行っている事業者の方などが対象となるだけでなく、その他の事業所でも贈答品や会議等の茶菓などを購入する際は軽減税率の対象となり、納税額の計算に影響します。この機会にぜひ研修会にご参加下さい。ご参加の場合はお電話もしくはFAXにて事務局までご連絡願います。

- ・日 時 平成28年 6月8日(水) 午後2時～午後3時30分
- ・場 所 丸亀商工会議所 第一会議室
(駐車場には限りがありますのでご了承下さい。)
- ・定 員 50名
※定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。
- ・テーマ 改正消費税法や軽減税率について
- ・講 師 丸亀税務署担当官
- ・申込締切日 6月3日(金)

税務研修会(6月8日) 参加申込書

送付先:丸亀商工会議所(FAX22-2859 TEL22-2371)

所在地 _____

事業所名 _____

氏 名 _____